

相模原市の商業

— 平成 19 年商業統計調査結果報告書 —

相模原市

はしがき

商業統計調査は、我が国の商業の実態を明らかにするため、統計法に基づく指定統計として行われている経済産業省所管の調査で、昭和 27 年に第 1 回調査が実施されて以来、今回で通算 27 回目の調査となります。

この報告書は、平成 19 年 6 月 1 日現在で卸売業・小売業を営む事業所を対象に全国一斉に実施した平成 19 年商業統計調査の結果をもとに、本市における商業事業所の卸売業・小売業別、業種別、規模別、業態別、地域別などの分布を把握することを目的として編集したものです。

本書が、相模原市の商業活動の現状及び動向を知る一助となり、学術研究や企業活動、行政の施策推進の基礎資料として多くの皆様にご活用いただければ幸いです。

最後に、今回の調査の実施にあたり、御協力いただいた商業事業所の皆様をはじめ、調査に従事されました関係者の皆様に厚くお礼申し上げます。

平成 22 年 2 月

相模原市長 加 山 俊 夫

目 次

I	調査の概要	1
II	利用上の注意	2
	・業態分類表	10
III	結果の概要	11
1	概況	11
2	昭和54年調査以降の商業の動向	11
3	全国、神奈川県及び近隣市町村との比較	13
4	開設年別事業所数と開廃業状況	16
5	商品分類番号別年間商品販売額	17
6	雇用形態	18
IV	卸売業の現状と動向	20
1	概要	20
2	規模別の状況	21
3	法人・個人別の状況	22
V	小売業の現状と動向	23
1	概要	23
2	規模別の状況	28
3	法人・個人別の状況	31
4	販売効率	31
5	業態別の状況	33
VI	地区別の現状と動向	36
1	地区別	36
2	町別の状況	38
VII	繁華街の現状と動向	42
1	概況	42
2	繁華街別の状況	42
統計表		
1	産業細分類別 事業所数、従業者数、年間商品販売額、その他収入額、商品手持額及び売場面積	44
2	産業小分類別 従業者規模別 事業所数、従業者数、年間商品販売額（及び売場面積）	52
3	産業小分類別 年間商品販売額規模別 事業所数、従業者数、年間商品販売額（及び売場面積）	58
4	産業小分類別 売場面積規模別 事業所数、従業者数、年間商品販売額及び売場面積（小売業）	66
5	産業小分類別 開設時期別 事業所数、従業者数、年間商品販売額（及び売場面積）	72
6	産業小分類別 法人・個人別 事業所数、従業者数、年間商品販売額、商品手持額及び売場面積	80
7	出張所別 産業中分類別 従業者規模別 経營業態別 事業所数、従業者数、売場面積、年間商品販売額、その他の収入額及び商品手持額	82
8	町丁別 業種別 事業所数、従業者数、年間商品販売額及び売場面積	92
9	繁華街の地域別 産業小分類別 事業所数、従業者数、年間商品販売額、売場面積及び商品分類別 取扱事業所数、年間商品販売額	98
付録・商業調査票		111

I 調査の概要

1 調査の目的

全国の卸売・小売業を営む商業事業所（店舗）を対象とし、分布状況や販売活動等を把握して、商業の実態を明らかにすることを目的としています。

2 調査の根拠

統計法（昭和 22 年法律第 18 号）に基づく経済産業省所管の「指定統計調査」として、商業統計調査規則（昭和 27 年通商産業省令第 60 号）に基づき実施しました。

3 調査の期日

平成 19 年商業統計調査は、平成 19 年 6 月 1 日現在を調査期日として実施しました。

なお、この調査は、平成 9 年の調査から 5 年毎に実施し、その中間年（調査の 2 年後）に簡易な調査を実施することとしています。調査年次及び調査期日等は次のとおりです。

調査年次	調査期日	調査種別	調査年次	調査期日	調査種別
昭和 27 年	9 月 1 日	1	昭和 57 年	6 月 1 日	1
昭和 29 年	9 月 1 日	1	昭和 60 年	5 月 1 日	2
昭和 31 年	7 月 1 日	1	昭和 61 年	10 月 1 日	3
昭和 33 年	7 月 1 日	1	昭和 63 年	6 月 1 日	2
昭和 35 年	6 月 1 日	1	平成元年	10 月 1 日	3
昭和 37 年	7 月 1 日	1	平成 3 年	7 月 1 日	2
昭和 39 年	7 月 1 日	1	平成 4 年	10 月 1 日	3
昭和 41 年	7 月 1 日	1	平成 6 年	7 月 1 日	2
昭和 43 年	7 月 1 日	1	平成 9 年	6 月 1 日	2
昭和 45 年	6 月 1 日	1	平成 11 年	7 月 1 日	2(簡易調査)
昭和 47 年	5 月 1 日	1	平成 14 年	6 月 1 日	2
昭和 49 年	5 月 1 日	1	平成 16 年	6 月 1 日	2(簡易調査)
昭和 51 年	5 月 1 日	1	平成 19 年	6 月 1 日	2
昭和 54 年	6 月 1 日	1			

注：表中の 1、2、3 は次の調査種別を表します。

1：卸売・小売業、飲食店 2：卸売・小売業 3：一般飲食店

4 調査の範囲

日本標準産業分類（平成 14 年総務省告示第 139 号）に掲げる「大分類 J－卸売・小売業」に属する全国の商業事業所（公営事業所を含む。）を対象としています。

なお、店舗を有しないで商品を販売する無店舗の事業所、例えば、訪問販売、通信・カタログ販売等については、販売の拠点となる事務所・自宅などを事務所として調査します。

また、料金を支払って出入りする有料施設（公園、遊園地、テーマパーク、駅改札内※、有料道路内※）の中にある別経営の事業所についても調査の対象としました。ただし、前述以外の有料施設内（劇場内、運動競技場内など）の事業所は、原則、調査の対象としていません。

なお、調査期日に休業中もしくは清算中、又は季節営業であっても専従の従業者がいる事業所は対象とします。

※については、平成 19 年調査より調査を開始しました。

5 調査の方法

調査の方法は以下の（1）、（2）によります。

(1) 調査員調査方式

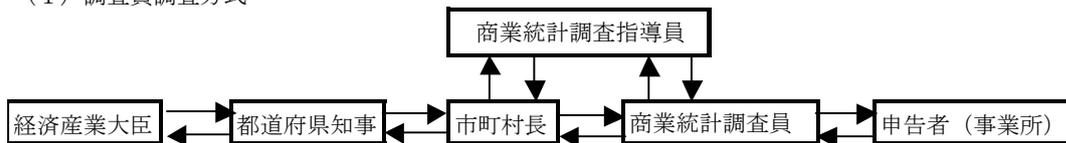
申告者（事業者）が自ら調査票に記入する方法（自計方式）

(2) 本社等一括調査方式

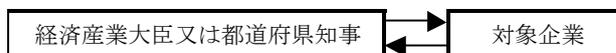
商業企業の本社・本店等が傘下の事業所の調査票を一括して作成し、経済産業省又は都道府県へ直接提出する方式

6 調査の経路

(1) 調査員調査方式



(2) 本社等一括調査方式



7 調査事項

巻末の調査票の内容により実施しました。

Ⅱ 利用上の注意

1 主な用語の解説

(1) 事業所（商業事業所）

原則として、一定の場所（一区画）を占めて「有体的商品を購入して販売する事業所」であって、一般に卸売業、小売業といわれる事業所をいいます。

(2) 卸売業

主として次の業務を行う事業所をいいます。

ア 小売業者又は他の卸売業者に商品を販売する事業所

イ 産業用使用者（建設業、製造業、運輸業、飲食店、宿泊業、病院、学校、官公庁等）に業務用として商品を大量又は多額に販売する事業所

ウ 主として業務用に使用される商品（事務用機械及び家具、病院・美容院・レストラン・ホテルなどの設備、産業用機械（農業用器具を除く）、建築材料（木材、セメント、板ガラス、かわらなど）など）を販売する事業所

エ 製造業の会社が、別の場所で経営している自己製品の卸売事業所（主として管理的事務のみを行っている事業所を除く）

例えば、家電メーカーの支店、営業所が自己製品を問屋などに販売している場合、その支店、営業所は卸売事業所となります。

オ 商品を卸売し、かつ同種商品の修理を行う事業所

なお、なお、修理料収入額の方が多くても同種商品を販売している場合は修理業とせず卸売業とします。

カ 主として手数料を得て他の事業所のために商品の売買の代理又は仲立を行う事業所
(代理商、仲立業)

一般的に、買継商、仲買人、農産物集荷業と呼ばれている事業所が含まれます。

(3) 小売業

主として次の業務を行う事業所をいいます。

ア 個人(個人経営の農林漁家への販売を含む)又は家庭用消費者のために商品を販売する事業所

イ 産業用使用者に少量又は少額に商品を販売する事業所

ウ 商品を販売し、かつ、同種商品の修理を行う事業所

なお、修理料収入額の方が多くても、同種商品を販売している場合は修理業とせず小売業とします。ただし、修理のみを専業としている事業所は、修理業{大分類Q-サービス業(他に分類されないもの)}とし、修理のために部品などを取り替えても商品の販売とはしません。

エ 製造小売事業所(自店で製造した商品とその場所で個人又は家庭用消費者に販売する事業所)

例えば、菓子店、パン屋、弁当屋、豆腐屋、調剤薬局など。

オ ガソリンスタンド

カ 主として無店舗販売を行う事業所(販売する場所そのものは無店舗であっても、商品の販売活動を行うための拠点となる事務所などがある訪問販売又は通信・カタログ販売の事業所)で、主として個人又は家庭用消費者に販売する事業所

キ 別経営の事業所

分類官公庁、会社、工場、団体、遊園地などの中にある売店等で他の事業者によって経営されている場合はそれぞれ独立した事業所として小売業に分類します。

(4) 従業者及び就業者

平成19年6月1日現在で当該事業所の業務に従事している従業者、就業者をいいます。

従業者とは「個人業主」、「無給家族従業者」、「有給役員」、「常用雇用者」の計をいい、就業者とは従業者に「臨時雇用者」及び「他からの派遣従業者」を合わせ「従業者・臨時雇用者のうち他への派遣従業者」を除いたものをいいます。

ア 「個人業主」とは、個人経営の事業主でその事業所の実際の業務に従事している者をいいます。

イ 「無給家族従業者」とは、個人業主の家族で賃金・給与を受けず、ふだん事業所の仕事を手伝っている者をいいます。

ウ 「有給役員」とは、法人、団体の役員(常勤、非常勤を問わない)で給与を受けている者をいいます。

エ 「常用雇用者」とは、「正社員・正職員」、「パート・アルバイトなど」と呼ばれている者で次のいずれかに該当する者をいいます。

(ア) 期間を定めずに雇用されている者

(イ) 1か月を超える期間を定めて雇用されている者

(ウ) 平成19年の4月、5月のそれぞれの月に18日以上雇用された者

オ 「臨時雇用者」とは、常用雇用者以外の雇用者で1か月以内の期間を定めて雇用されている者や日々雇用されている者をいいます。

カ 「他からの派遣従業者」とは、別経営の事業所から派遣されている者又は下請として別経営の事業所から来て業務に従事している者をいいます。

カ 「従業者・臨時雇用者のうち他への派遣従業者」とは、従業者及び臨時雇用者のうち、別経営の事業所へ派遣している者又は下請として別経営の事業所の業務に従事している者をいいます。

キ 「パート・アルバイトなどの8時間換算雇用者数」とは、パート・アルバイトなどの従業者について平均的な1日当たりの労働時間である8時間に換算したものです。

(5) 年間商品販売額

平成18年4月1日から平成19年3月31日までの1年間のその事業所における有体商品の販売額をいい、消費税額を含みます。

(6) その他の収入額

平成18年4月1日から平成19年3月31日までの1年間の商品販売に関する修理料及び仲立手数料、製造業出荷額、飲食部門収入額、サービス業収入額などの商業活動（商品販売額）以外の事業による収入額を合計したもので、消費税額を含みます。

その他の収入額の内訳は次のとおりです。

ア 「修理料」とは、商品を販売するかたわら、販売商品に関連した修理を行っている場合、その収入額をいいます。

イ 「仲立手数料」とは、他人又は他の事業所のために仲立人として卸売業の商品売買のあっせんを行い、その仲立行為から得た手数料をいいます。

ウ 「製造業出荷額」とは、自店で製造した商品の卸売販売額、原材料を支給し委託生産したものに自社で加工処理して完成させた商品の卸売販売額、受託製造の加工賃収入額をいいます。

エ 「飲食部門収入額」とは、飲食できる設備を有し、その場所で料理等を飲食させた収入額をいいます。

オ 「サービス業収入額」とは、販売商品に関連しない各種修理、クリーニング、宅配便取次手数料などのサービスの提供に対する収入額をいいます。

(7) 商品手持額

平成19年3月末現在、販売目的で保有している全ての手持商品額（仕入時の原価によります）をいいます。

(8) セルフサービス方式（小売業のみ）

商業統計調査でいう「セルフサービス方式採用」の事業所とは売場面積の50%以上でセルフサービス方式を行っている事業所をいいます。

セルフサービス方式とは、以下の3条件を兼ね備えている場合をいいます。

ア 客が値札等により各商品の値段が判るような表示方式をとっていること

イ 店に備え付けられている買物カゴ、ショッピングカート、トレーなどにより、客が自由に商品を選び取れるようなシステムをとっていること

ウ 売場の出口などに設置されている精算所（レジ）において、客が一括して代金の支払いを行うシステムになっていること

(9) 売場面積（小売業のみ）

平成19年6月1日現在で、事業所が商品を販売するために実際に使用している売場の延床面積（食堂・喫茶、屋外展示場、配送所、階段、連絡通路、エレベーター、エスカレーター、休憩室、洗面所、事務室、倉庫等、また、他に貸している店舗（テナント）分は除く）をいいます。

ただし、牛乳小売業、自動車（新車・中古）小売業、建具小売業、畳小売業、ガソリスタンド、新聞小売業の事業所については売場面積の調査を行っていません。

(10) 営業時間

平成19年6月1日現在の開店・閉店時間をいいます。

ただし、牛乳小売業、新聞小売業についてはこの調査を行っていません。

(11) 年間商品販売額の販売方法別割合

ア 「現金販売」とは、現金で商品を販売した場合をいう。なお、小切手、商品券、プリペイドカード、デビットカードによる販売も含めます。

イ 「クレジットカードによる販売」とは、信販会社等の提供する「クレジットカード」の利用により、商品をクレジット販売した場合をいいます。

ウ 「掛売・その他」とは、上記の「クレジットカードによる販売」以外の信用販売をいいます。手形による取引、クレジットカードを用いない割賦販売、非割賦販売等を、また、新聞、牛乳の月極販売もここに含めます。

(12) 商品販売形態（小売業のみ）区分

ア 「店頭販売」とは、店頭で商品を販売した場合をいいます。なお、ご用聞き及び移動販売も含めます。

イ 「訪問販売」とは訪問販売員等が家庭などを訪問して商品を販売した場合をいいます。

ウ 「通信・カタログ販売」とは、カタログ、テレビ、ラジオ、インターネット等の媒体を用いてPRを行い、消費者から郵便、電話、FAX、インターネット、銀行振込などの通信手段による購入の申込みを受けて商品を販売した場合をいいます。

エ 「自動販売機による販売」とは、商業事業所が管理している自動販売機で商品を販売した場合をいいます。

オ 「その他」とは、料理品の宅配、仕出し屋、生活協同組合の「共同購入方式」、新聞や牛乳などの月極販売及び上記以外の販売形態で商品を販売した場合をいいます。

(13) 来客者駐車場及び収容台数（小売業のみ）

平成19年6月1日現在で、来客の自動車を一時的に保管できる場所をいいます。

なお、ガソリンスタンドについてはこの調査を行っていません。

ア 「専用駐車場」とは、自己所有または契約等により、その事業所が単独で使用できる来客用の駐車場をいいます。

イ 「共用駐車場」とは、他の事業所等と共同で使用しており、その事業所が単独で使用できる区画が明確になっていない来客用の駐車場をいいます。

ウ 「収容台数」とは、満車の状態で収容できる台数をいい、一日の延べ収容台数ではありません。

(14) チェーン組織（小売業のみ）

ア 「フランチャイズ・チェーン加盟事業所」とは、事業所（フランチャイジー）が他の事業所（フランチャイザー（本部））との間に契約を結び（加盟）、フランチャイザーの商標や経営のノウハウを用いて、同一イメージのもとに商品の販売等を行っている事業所をいいます。

イ 「ボランティア・チェーン加盟事業所」とは、事業所が同一業種の事業所同士で本部を中心に共同仕入れ、配送、宣伝、売り出しなどを行う共同事業に加盟している事業所をいいます。

(15) 大規模小売店舗

大規模小売店舗とは、「大規模店舗立地法（平成10年法律第91号）」の規定に基づく、一つの建物内の小売業（飲食店を除く。）を営む事業所の売場面積が1000㎡以上の店

舗をいう。

2 産業分類の格付け

産業分類とは、事業所がどの業種にあたるのかを示すもので、1事業所に1産業分類が対応しています。原則として「日本標準産業分類」により、商品分類番号から中分類、小分類、細分類に格付け（決定）します。

(1) 一般的な産業分類の格付け方法

取扱商品が単品の場合は、商品分類番号5桁のうち上位4桁で細分類業種を格付けします。取扱商品が複数の場合は、原則として次の方法によります。

ア 年間商品販売額のうち、商品分類番号上位2桁の卸売品目（50～54）と小売品目（56～60）でいずれの販売額が多いかによって卸売業か小売業に決定します。卸売販売額と小売販売額が同額の場合は卸売業とします。

イ 各事業所に対する産業分類の格付けは、まず、商品分類番号の上2桁レベルでの商品分類別に販売額を集計し、その販売額の最も多い商品分類を当該事業所の中分類として決定します。以下、商品分類番号の上3桁及び上4桁のレベルで同様の整理を行い、小分類及び細分類を決定します。

(2) 例外的な産業格付け

ア 「4911 各種商品卸売業」

表1の財別（生産財、資本財、消費財）の3財にわたる商品を販売し、各財の販売額がいずれも卸売販売総額の10%以上で、従業者が100人以上の事業所。

イ 「4919 その他の各種商品卸売業」

表1の財別（生産財、資本財、消費財）の3財にわたる商品を販売し、各小分類の販売額がいずれも卸売販売額の50%未満で、従業者が100人未満の事業所。

なお、上記ア、イについて、生産財、資本財、消費財の3財にわたる商品を扱っていても、生産財の品目が「524 再生資源卸売業」のみ、消費財の品目が「549 他に分類されない卸売業」のみの場合には、(1)の一般的な方法による卸売業格付けとします。

表1

財別	小分類	産業分類
生産財	501	繊維品卸売業（衣服、身の回り品を除く）
	522	化学製品卸売業
	523	鉱物・金属材料卸売業
	524	再生資源卸売業
資本財	521	建築材料卸売業
	531	一般機械器具卸売業
	532	自動車卸売業
	533	電気機械器具卸売業
	539	その他の機械器具卸売業
消費財	502	衣服・身の回り品卸売業
	511	農畜産物・水産物卸売業
	512	食料・飲料卸売業
	541	家具・建具・じゅう器等卸売業
	542	医薬品・化粧品等卸売業
	549	他に分類されない卸売業

ウ 「5497 代理商、仲立業」

「年間商品販売額」と「その他の収入額の仲立手数料」を比較し、仲立手数料が多い場合には「代理商、仲立業」に格付けします。

エ 「5511 百貨店、総合スーパー」

表2の衣（中分類56）、食（同57）、住（同58～60）にわたる商品を小売りし、衣、食、住の各販売額がいずれも小売販売総額の10%以上70%未満で、従業者が50人以上の事業所を格付けします。

オ 「5599 その他の各種商品小売業」

表2の衣、食、住にわたる商品を小売し、衣、食、住の各販売額がいずれも小売販売額の50%未満で、従業者が50人未満の事業所を格付けします。

カ 「5711 各種食料品小売業」

中分類「57 飲食料品小売業」に格付けされた事業所で、小分類572から579までのうち、3つ以上の小分類に該当する商品を小売し、そのいずれも飲食料品小売販売額の50%に満たない事業所を格付けします。

キ 「5791 コンビニエンスストア（飲食料品を中心とするものに限る）」

中分類「57 飲食料品小売業」に格付けされた事業所のうち、セルフサービス方式を採用し、売場面積が30㎡以上250㎡未満で、営業時間が14時間以上の事業所を格付けします。

ケ 「6091 たばこ・喫煙具専門小売業」

販売額に占めるたばこ、喫煙具の販売額が90%以上の事業所を格付けします。ただし、90%未満の場合はたばこ、喫煙具以外の商品の販売額によって格付けします。

表2

衣・食・住別	中分類別	産業分類
衣	56	織物・衣服・身の回り品
食	57	飲食料品
住	58	自動車・自転車
	59	家具・じゅう器・機械器具
	60	その他

3 業態別集計

業態分類は、小売店を、別表「業態分類表」（p.10）に従って再集計したものです。コンビニエンスストアは、産業分類と業態分類では定義が異なりますのでご注意ください。

4 繁華街について

繁華街についての前回調査は、平成14年調査となっています。

(1) 繁華街の定義

「繁華街」とは、おおむね60事業所以上の小売店が連続して街区を形成している小売機能中心の集積地域のうち、つぎのいずれかに該当するものをいいます。

ア 都市の中心商店街（事業所が面的に展開しており、買物客の大半がその商店街以外からきているものに限る。）については、中核の街区からおおむね700メートル以内にある街区まで機能的に一体となっているとみられる地域

イ 事業所の集団が一つの直線や、L字型等の単純な形状で連たんしているものについては、街路の総延長が1200メートル以下で機能的に一体となっているとみられる地

域

ウ 上記ア、イ以外の事業所の集団で、その形状がT字型、十字型等であるようなものについては、その状況に応じて、機能的に一体となっているとみられる地域

(2) 繁華街の特性分類

繁華街の地域特性、商品の販売状況及び立地条件によって、次のとおり地域特性別、販売商品特性別及び立地による特性別に分類し集計しました。

ア 地域特性分類

区分	定 義	地域特性別 分類記号
A型	相当広範囲から購買客を吸収している地域	A
B型	近隣都市から購買客を吸収している地域	B
C型	主に市区内在住の購買客を対象としている地域	C
D型	主に後背の住宅地域の購買客を対象としている地域	D

小売業年間商品販売額の市区町村別構成比を市区町村別人口構成比で除した購買力指数及び最寄り駅の乗車人数などにより、次のとおり分類しました。

イ 販売商品特性分類

区 分	定 義	販売商品特性 分類番号
最寄品中心街	最寄品販売額割合 55%以上	1
最寄品・買回品混合街	最寄品販売額割合 40%以上 55%未満	2
買回品中心街	最寄品販売額割合 20%以上 40%未満	3
買回品・専門品街	最寄品販売額割合 20%未満	4

小売年間販売額に占める最寄品販売額割合により、次のとおり分類しました。

なお、例外的な商品分類である「百貨店」年間商品販売額が、その百貨店が立地する繁華街の小売年間商品販売額に占める割合が著しく高い場合については、一般商品分類との整合性を図るため補正して分類した繁華街もあります。

(注) 最寄品とは、小売商品分類の「57 飲食料品」「599 その他のじゅう器」「601 医薬品・化粧品」「604 書籍・文房具」をいい、その他のものを買回品といいます。

- ・ 最寄品－主に日用品・雑貨品など比較的消費者の住居の近くにある事業所において、低価格で販売される商品
- ・ 買回品－主として、消費者が何軒かの事業所で選択して購入する商品で、比較的高価格で販売される専門品・奢侈品などを含む商品
- ・ 除外品－除外品目は、買回品又は最寄品のいずれかに決定することが困難であるか、またはなじまないと思われるものであり、小売業の産業小分類で次の業種に属する商品

581 自動車小売業

603 燃料小売業

ウ 立地による特性分類

繁華街が立地する周辺の状況及び年間商品販売額により、次のとおり分類しました。

区 分	定 義	立地による 特性格別分類番号
駅ビル型	大規模駅の周辺あるいは駅に隣接して建てられている商業（テナント）ビルを1つの繁華街とする型	1
地下街型	大規模駅の周辺あるいは駅に隣接して形成された地下街の1つを繁華街とする型	2
駅周辺 大規模型	大規模駅の周辺あるいはターミナル駅の周辺に形成された繁華街で、年間商品販売額がおおむね500億円を超える地域	3
駅周辺 中規模型	駅周辺に形成された繁華街で、年間商品販売額がおおむね200億円を超える地域	4
駅周辺 小規模型	駅周辺に形成された繁華街で、駅周辺大規模型・駅周辺中規模型のどちらの型にもあてはまらない地域	5
ロード サイド型	幹線道路あるいは主要地方道沿いに形成された繁華街	6
地元商店 街型	従来からある地元の商店街が発展・拡大した結果形成された繁華街	7
特殊型	昔からの歴史と伝統があり、老舗的な商店街となっている繁華街及び神社・仏閣・温泉地の周辺等、特殊な条件下で形成された繁華街	8

5 その他

(1) 記号及び注記

統計上の記号は次のとおりとします。

「0」または「－」・・・該当数値がないもの

「0.00」・・・四捨五入による単位未満のもの

「▲」・・・マイナス

「X」・・・1または2の事業所に関する数値で、個々の申告者の秘密が漏れるおそれがあるために秘匿した箇所です。また、3以上の事業所に関する数値であっても、前後の関係等から秘匿の数値が判明する箇所も同様に秘匿を行っています。ただし、事業所数、就業者数、従業者数についての秘匿は行っていません。

- (2) 本文中及び統計表中の構成比、増減率、寄与率、年間商品販売額、商品手持額、その他の収入額等においては、積み上げた数値とその合計値は四捨五入の関係で必ずしも一致しません。
- (3) 「不詳」とは、当該項目について調査をしていないことを表しています。
- (4) 「購買力指数」とは、県内の市区町村の集客力をみるための指数で、小売業年間商品販売額の市区町村別構成比を市区町村別人口構成比で除した数値をいいます。
- (5) 統計表9に使用した繁華街の地図は、神奈川県ホームページの「平成19年商業統計調査結果報告」からの引用です。
- (6) 本書は、神奈川県総務部統計課で電算集計された結果表及び「神奈川県平成19年商業統計調査結果報告書」をもとに、本市分を独自に集計、まとめたもので、経済産業省が公表する数値と相違する場合があります。

別表

業態分類表

区 分	セルフ方式 (注1)	取扱商品(注2)	売場面積	営業時間	備考
1 百貨店	×				「1 百貨店」及び「2 総合スーパー」は、産業分類「551 百貨店、総合スーパー」に格付けされた事業所である。 「551 百貨店、総合スーパー」とは、衣、食、住にわたる各種商品を小売し、そのいずれも小売販売額の10%以上70%未満の範囲内にある事業所で、従業員が50人以上の事業所をいう。
1 大型百貨店					
2 その他の百貨店			3000㎡未満(都の特別区及び政令指定都市は6000㎡未満)		
2 総合スーパー	○				
1 大型総合スーパー					
2 中型総合スーパー			3000㎡未満(都の特別区及び政令指定都市は6000㎡未満)		
3 専門スーパー	○	衣が70%以上	250㎡以上		
1 衣料品スーパー		食が70%以上			
2 食料品スーパー		住が70%以上			
3 住関連スーパー		住関連スーパーのうち5991+5992+6022が0%を超え70%未満			
うちホームセンター					
4 コンビニエンスストア	○	飲食料品を扱っていること	30㎡以上250㎡未満	14時間以上	産業分類「5791 コンビニエンスストア(飲食料品を中心とするものに限る)」以外も含む。
うち終日営業店				終日営業	
5 ドラッグストア	○	産業分類「601」に格付けされた事業所であって6011を扱っていること			
6 その他スーパー	○				2、3、4、5以外のセルフ店
うち各種商品取扱店(注3)					
7 専門店	×	561, 562, 563, 564, 5691, 5692, 5699のいずれかが90%以上			
1 衣料品専門店		572, 573, 574, 575, 576, 577, 5792, 5793, 5794, 5795, 5796, 5797, 5799のいずれかが90%以上			
2 食料品専門店		5811, 5812, 5813, 5814, 582, 591, 592, 599, 601, 602, 603, 604, 605, 606, 607, 6091, 6092, 6093, 6094, 6095, 6096, 6097, 6099のいずれかが90%以上			
3 住関連専門店					
8 中心店	×	衣が50%以上			7に該当する小売店を除く。
1 衣料品中心店		食が50%以上			
2 食料品中心店		住が50%以上			
3 住関連中心店					
9 その他の小売店	×				1、7、8以外の非セルフ店
うち各種商品取扱店(注3)					

(注1) 「セルフ方式」とは、売場面積の50%以上について、セルフサービス方式を採用している事業所をいう。

(注2) 「取扱商品」の3桁及び4桁の番号は、日本標準産業分類の分類番号に準拠している。また、「衣」、「食」、「住」とは、商品分類番号の上位2桁で衣(56)、食(57)、住(58~60)に分類して集計したものをいう。

(注3) 「各種商品取扱店」とは「559 その他の各種商品小売業」に格付けされ、かつ、コンビニエンスストアの定義に該当しない事業所であって、「6 その他のスーパー」はセルフサービス方式を採用している事業所、「9 その他の小売店」はセルフサービス方式を採用していない事業所をいう。